



社保通信をお届けします。P1..... 社会保険委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

社会保険委員会からのお知らせ

- ・以下の治療(抜髄・感根処・PZ・充形・修形・KP等)と同時に行った場合であっても、「歯の破折」病名で歯の破折片除去の算定を伴う場合には浸麻料、浸麻薬剤料ともに算定可能になりました。
- ・充形または修形後に歯の破折が起こり、やむを得ず再び窩洞形成、充填処置を行った場合は実態に応じて再度の充形、修形の算定が可能になりました。
充形⇒充形、充形⇒修形、修形⇒修形、修形⇒充形
※病名は、同月の場合「C→歯の破折」、次月の場合「歯の破折」または「C→歯の破折」
- ・新義歯の印象以降(同日も)、同部位を含む旧義歯のT.コンデは算定できませんのでご注意ください。
- ・同日に義歯修理と直接法による床裏装を行った場合は、義歯修理は算定できないので床裏装の所定点数のみの算定となりますのでご注意ください。
なお、間接法(連合印象 230 点がある場合)による床裏装を行った場合は、義歯修理、床裏装両方の所定点数が算定できます。
- ・ディーマプリントデンチャー(3次元プリント有床義歯【3DFD】)の施設基準はありますが届出は現段階では不要です。
- ・3月より歯科用貴金属の随時改定
歯科鑄造用金銀パラジウム合金が、
12月 1グラム 3,802円から 3月 1グラム 4,779円 「977円」引き上げられます。
- ・スポンゼルが経過措置期間満了となり
2026年4月1日以降の保険請求は不可となります。

代替製品

サージセル・アブソーバブル・ヘモスタット MD

ガーゼ型:1 cm³=48円

5.1 cm×7.6 cm : 186点

綿 型:1 g=12700円

2.5 cm×5.1 cm (0.45 g) : 572点

算定に際しては、所定点数で算定してください。半分使って、1/2での算定はできませんのでご注意ください(使い切りで、再使用禁止のため)。